⑷　認定支援機関は、自らが保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、必要に応じて、機構の支援を得ながら、企業再生や合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る専門的知識又は経験を有する専門家等及び企業経験者等の外部人材を有効に活用し、柔軟な支援体制を構築する。また、認定支援機関は、再生計画の作成支援等を行う場合には、必要に応じて、関係者、専門家等からなる支援チームを編成する。

⑸　認定支援機関は、支援の実施に当たり、全国本部と連携を密にし、必要に応じて、助言を要請する等により、効果的に中小企業再生支援業務を行うよう努めるものとする。

⑹　認定支援機関においては、認定支援機関の役職員（支援業務実施専門家を含む。）及び中小企業再生支援協議会の委員（これらの職にあった者も含む。）に課せられている秘密保持義務の遵守を万全のものとするため、徹底した管理体制を構築する。

⑺　認定支援機関は、中小企業者の事業再生及び合併等に関する情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者が多大な損害を被るおそれがあることから、事業再生に係る支援を行う部署、合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る支援を行う部署及びそれ以外の支援を行う部署の情報を、それぞれ独立して管理するなど、各部署間における連携体制を整備した上で、認定支援機関内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備する。

⑻　認定支援機関は、機構と協力して、中小企業者又は中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生等に関する研修を実施するための体制を整備することとし、必要に応じて、中小企業大学校等外部の研修機関との連携を図る。

⑼　認定支援機関は、中小企業承継事業再生計画に係る許認可の承継に当たり、必要に応じて、専門家等の活用を中小企業者に促す等の支援を行う。

四　その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項

イ　適切なフォローアップ

機構及び認定支援機関は、一元的かつ継続的な記録の仕組みを構築するなどとともに、個々の中小企業者に対して具体的に講じた支援措置のフォローアップ、及び情報管理を適切に行うものとする。

ロ　活力の再生の支援の専門人材・知見の充実

⑴　国、地方公共団体、機構及び認定支援機関等は、中小企業の活力の再生の支援を行う専門家等の育成・強化のため、研修カリキュラムの充実等を図ることが重要である。

⑵　認定支援機関は、機構と連携し、専門家等など地域の人材を有効に組み合わせて活用し、地域における中小企業の活力の再生に関する知見の蓄積を図ることが重要である。

ハ　中小企業再生支援業務の実施に係る周知の必要性

国、地方公共団体、機構及び認定支援機関等は、中小企業の活力の再生を支援するための業務について、セミナーの開催やパンフレットの配布などにより、中小企業者や金融機関等に対し周知徹底を図り、中小企業者が本事業を活用し、活力の再生に向けた努力を行うよう促すことが重要である。

ニ　雇用への配慮

中小企業者が活力の再生に向けた取組を実施するに当たっては、その雇用する従業員の理解と協力を得ることが取組の実効性を確保する上で重要であることに鑑み、機構、認定支援機関その他の中小企業支援機関は、その周知を図るとともに、活力の再生を図る中小企業者がその従業員の失業の予防その他雇用の安定に配慮するよう促すことが重要である。

ホ　早期の事業再生の円滑化

経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）が中小企業者の早期の事業再生を阻害する要因となっていることに鑑み、機構、認定支援機関その他の中小企業支援機関は、経営者保証に関する研究会策定の「経営者保証に関するガイドライン」（平成二十五年十二月五日公表）に基づき、中小企業者の経営者保証への依存からの脱却に配慮することが重要である。

五　備考

この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６０６号

神奈川県小田原市扇町５丁目17番15―102号　ハイツ中山、前住所神奈川県小田原市東町１丁目29番20号　レオパレス21山王東206

債務者　琴寄　訓章

1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝原　吉記
4　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４７号

徳島県吉野川市川島町桑村971番地８

債務者　武岡　正行

1　決定年月日時　平成26年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　　守
4　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第７３３号

仙台市若林区沖野１丁目55番23号

債務者　郡山　弘恵

1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舘脇　幸子
4　破産債権の届出期間　平成26年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６２号

千葉県市原市光風台１丁目378番地

債務者　児玉　貴則

1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角　　謙一
4　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６１１号

岡山市南区大福627番地30

債務者　長谷川浩二

1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　洋子
4　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３７号

岡山市中区倉富398番地１

債務者　小箕　教平

1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　信長富士生
4　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで　岡山地方裁判所第３民事部